

建築基準法第 70 条第 1 項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第 71 条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第 72 条第 1 項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 25 年 5 月 8 日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市西京区桂坂さつき北第 2 地区建築協定

(2) 申請者の氏名

味田 良夫

(3) 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町 2 丁目 13 番地 1 から 13 番地 3 まで、同区同町 3 丁目 13 番地 1 及び 13 番地 2 並びに同区同町 4 丁目 36 番地 1、36 番地 2、37 番地 4 から 37 番地 26 まで、37 番地 28、37 番地 30、37 番地 32 及び 37 番地 34

(4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北沓掛町 4 丁目 37 番地 1 から 37 番地 3 まで

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備

(6) 協定の期間

10 年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 25 年 5 月 8 日（水）から平成 25 年 5 月 28 日（火）まで

（ただし、京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（北庁舎 2 階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 25 年 5 月 29 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局会議室（北庁舎 6 階企画設計課内）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 溝上 省二

（都市計画局建築指導部建築指導課）